

## くらしの助成・割引・免除

**JR料金**



- ◆ 身体障害者手帳や療育手帳には、JRの運賃割引があります。割引を受けるときは、駅の窓口で障害者手帳を提示し、乗車券を購入してください。

身障第1種 療育A1・A2	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	本人・介護者ともに5割引です。  ※ 本人のみが乗車するときは 片道100kmを超えて利用する場合に割引になります。
身障第2種 療育B1・B2	普通乗車券	片道100kmを超えて利用するとき、 <u>本人のみ</u> 5割引です。
	定期乗車券	12歳未満の障害児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、介護者の定期券が5割引となります。

◎第1種・第2種及びA・Bの区分は、身体障害者手帳・療育手帳に表示されています。

ジパング 俱楽部 (身障のみ)	特急券 座席指定券等	男子60歳・女子55歳以上で年会費制(年1,400円) 特急券・座席指定券ほかの割引を受けられます。 ※一部、割引対象外のきっぷや期間があります。 →申込は長崎県身体障害者福祉協会連合会へ (長崎市茂里町3-24 電話095-846-8727)
-----------------------	---------------	--



**島原鉄道運賃**

- ◆ 駅の窓口で障害者手帳を提示し、乗車券を購入してください。

身障第1種 療育A1・A2 精神1級	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	本人・介護者ともに5割引です。  ※ 小児定期乗車券は除きます。
身障第2種 療育B1・B2 精神2・3級	普通乗車券 回数乗車券	本人のみ5割引です。
	定期乗車券	12歳未満の障害児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、本人・介護者の定期券が5割引となります。

**バス運賃**



- ◆ バス運賃の割引は次のとおりです。運転手に手帳を提示してください。

対象者	路線バス運賃 ※精神手帳は県内バス会社に限る	
身障第1種 療育A1・A2 精神1級	普通料金	本人・介護者とも5割引
	定期料金	本人・介護者とも3割引 ※小児定期乗車券は除きます。
身障第2種 療育B1・B2 精神2・3級	普通料金	本人 5割引
	定期料金	本人 3割引 ※小児定期乗車券は除きます。

県営バス(諫早営業所26-3080 諫早駅前22-1374) 島鉄バス諫早営業所22-9487

## 航空運賃



- ◆ 航空機割引をご利用の際は、手帳を航空券販売窓口で提示してください。

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

12歳以上の、本人・介護者に割引があります。

割引されるための要件は航空会社ごとに異なりますので  
詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

## タクシー料金



タクシーに乗る時は、手帳を提示すれば1割引になります。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

1割引

## 障害者福祉タクシー利用助成



- ◆ 在宅で、外出が困難な方にはタクシー利用券をお渡します。

	対象者	利用券	申請に必要なもの	備考
身体障害	<input checked="" type="checkbox"/> 下肢・体幹の等級が1級・2級の方で日常的に車いすでの移動が必要な方 <input checked="" type="checkbox"/> 視覚障害1級の方	1枚500円 (年間48枚) ※1回の乗車につき2枚まで利用可	障害者手帳	市内で営業するタクシー会社の利用に限ります
知的障害	<input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳A1・A2の方			
精神障害	<input checked="" type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳1級の方			

[問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課]

## ご存知ですか ヘルプマーク・ヘルプカード

### ◎ヘルプマークは

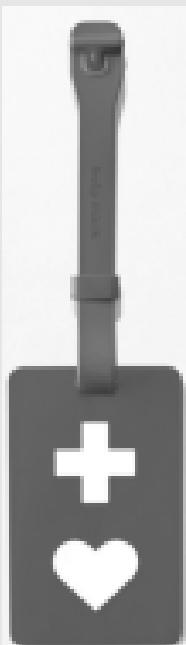
周りの人に援助が必要なことなどを知らせるためのものです。

### ◎ヘルプカードは困ったときに助けを求めるためのものです。

このマークを見かけたら「電車内で席をゆずる」「困っているようなら声をかける」など思いやりのある行動をお願いします。

対象者：義足や人工関節を使用している方  
内部障害の方、発達障害の方など  
援助や配慮を必要としている方  
(手帳の有無は問いません)

配布先：障害福祉課・各支所地域総務課





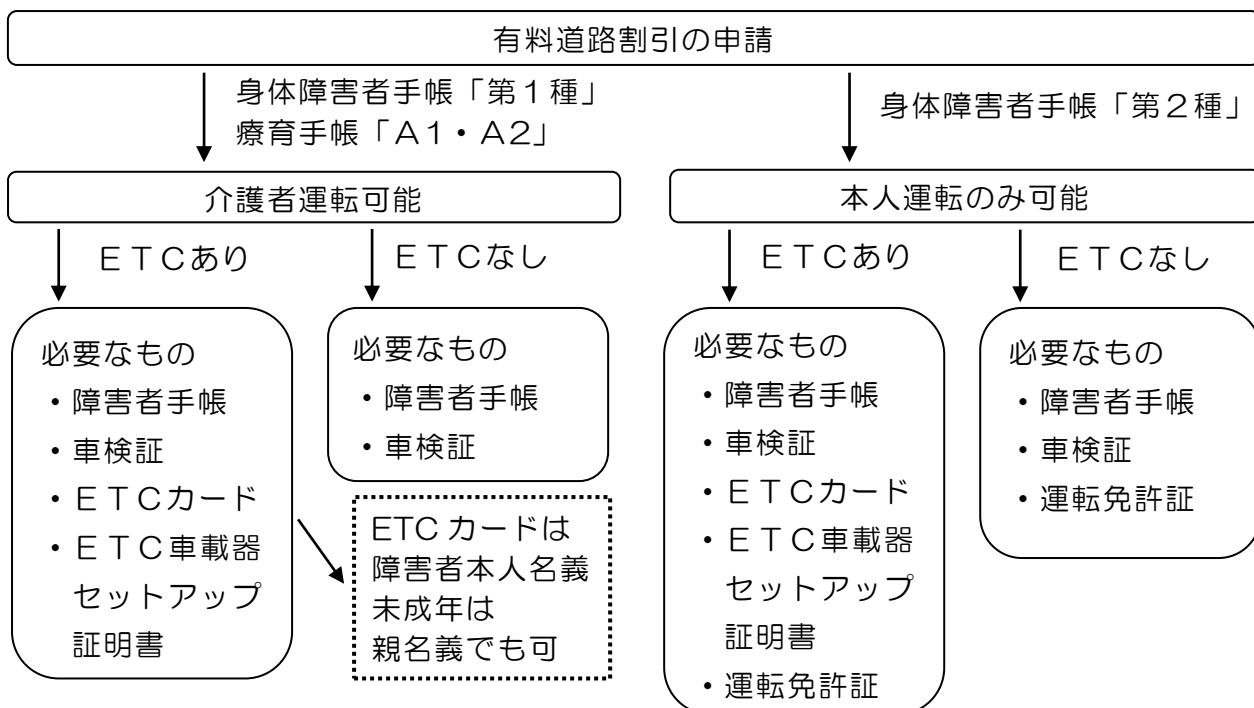
## 有料道路料金

◆ 有料道路をご利用される障害者の方に対しては割引があります。

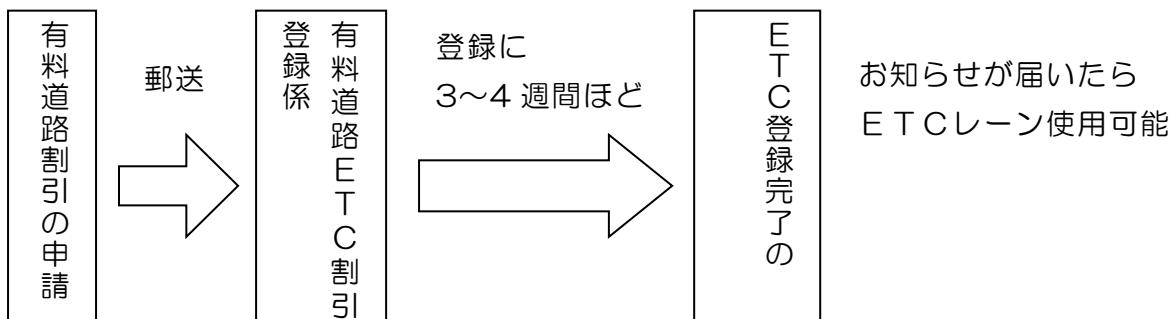
対象となる方		運転者		割引額
		本人	本人以外 (本人が同乗)	
身体障害	第1種	○	○	5割引
	第2種	○	×	
知的障害	A1・A2	○	○	5割引
	B1・B2	割引の対象ではありません		

◎手続きの流れ [手続き窓口：障害福祉課・各支所地域総務課]

① 自動車を登録する場合



※ ETCありの場合、ETCローンを利用可能になるのは申込から利用まで3~4週間ほどかかります。また、郵送料として84円切手が必要となります。



② 自動車を登録しない場合

11ページの「対象になる自動車」やそれ以外の自動車であっても、手帳の提示により割引の対象となります。ただし、事前申請が必要となりますので障害者手帳を持参して下さい。

## ◎有効期限があり、更新手続きが2年に1度必要です。

期限の2ヶ月前から手続きができます。

※ただし、手帳の期限が2年より前の場合は手帳の期限となります。

また、未成年でETCカードが保護者で登録されている方は

2年以内に18歳を迎える場合は、18歳になる誕生日が有効期限となります。

## ◎対象になる自動車の車種などの条件→障害者1人につき1台限定

①自家用の乗用車で、10人乗りまでのもの。

②自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りが無く、4~10人乗りのもの。

③自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りがあり、最大積載量が500kgまでで、  
4~10人乗りのもの。

④二輪車で、排気量が125ccを超えてるものの

⑤自家用の特殊自動車の10人乗りまでのもので、「車いす移動車」か、「身体障害者  
輸送車」か、「キャンピング車」であるもの。

※軽トラックは、割引できません。

※貨物で、荷台部分が窓無しや目隠しになっているものは、割引できません。

※自家用でも、車体に店名や会社名が書かれているものは、割引できません。

## ◎対象になる自動車の所有者、使用者の条件(所有者、使用者は車検証に記載)

①障害者本人

②障害者本人と同じ住所に住んでいる方

③障害者本人と別居の家族で、夫、妻、父母、祖父母、子・孫とその夫や妻、兄弟姉妹とその夫や妻

④障害者本人の家族以外の方で、本人を介護している方も対象です。

(法人不可) (①②に車がない場合) ※第2種の方は対象となりません。

⑤長期リースやローンのため、所有者が法人のときは、使用者が①~④の方

※修理、車検などのときの「代車」は、割引できません。

※レンタカーは、割引できません。

※使用者が①~④で所有者が法人のものは、⑤以外の理由では割引できません。

例) 勤め先の法人が所有する車を、通勤や営業等の使用のために、使用者へ貸し出しているもの

◎親族や知人等の所有する自動車や、レンタカー、車検時の代車、タクシー(本人運転除く)、福祉有償運送車両(本人運転除く)など、申請時に登録されていない自動車であっても、ETCレーン以外の料金所であれば、手帳の提示により、本割引の対象となります。(ただし、事前の申請は必要です)

◎福祉施設入所中の場合は、施設職員を入所者の介護者(運転者)として、割引制度を利用できます。ただし、車両の名義が法人でないか、ご注意ください。



## 長崎県おもいやり駐車場制度

◆ 歩行が困難な障害者等に、身体障害者用駐車場の利用証を交付します。

### ①対象者

利用証区分及び有効期間	対象者	対象内容（個別等級）	確認書類
身体障害者、高齢者、難病患者、知的障害者の方で歩行困難な方 【有効期間:1年以上】  (1F 障害福祉課)	身体障害者 (※)	視覚障害者	1級～4級
		平衡機能障害	3級・5級
		心臓機能障害	1級、3級、4級
		腎臓機能障害	1級、3級、4級
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級
		膀胱又は直腸機能障害	1級、3級、4級
		小腸機能障害	1級、3級、4級
		肝臓機能障害	1級～3級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級
		肢体不自由	上肢 1級・2級
			下肢 1級～6級
		脳原	体幹 1級～3級・5級
			上肢 1級・2級
			移動 1級～6級
	高齢者 (3F 介護保険課)	介護認定を受けた方	要介護度 1～5
	難病患者	特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証
		小児慢性特定疾病受給者	小児慢性特定疾病医療受給者証
	知的障害者	療育手帳A1・A2	療育手帳
	精神障害者	1級	精神障害者保健福祉手帳
一時的に歩行困難な方 【有効期間:1年未満】	妊娠婦 (2F こども政策課)	母子手帳取得時～産後1年	母子健康手帳
	けが人 (2F 地域福祉課)	車いす・杖などの使用期間(明記されたもの)	診断書

(※) 同じ等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とみなします。

②使用方法 駐車する際に、駐車利用証を車内のルームミラーにかけて使用します。

③手続き 長崎県福祉保健課、市こども福祉部各課、各支所地域総務課

[問い合わせ 長崎県福祉保健課 代表 095-824-1111]

### 駐車禁止除外措置



◆ 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下肢又は体幹機能障害で障害等級が4級以上、内部障害者で3級以上、若しくはその他歩行が困難な方が運転する自動車については、公安委員会が指定する法定駐車禁止区域（交差点、トンネル、坂の頂上等）を除く駐車禁止区域に駐車できる許可証を受けることができます。

手続きは：諫早警察署で駐車許可証の交付を受けて下さい。

駐車するときは：許可証を運転席の前に置きます。

[問い合わせ 諫早警察署 22-0110]



## 自動車運転免許取得費の助成

- ◆ 免許を取得するための費用を1人1回に限り補助します。  
※所得制限があります。

対象となる方	①～③に該当する、 <u>市内在住1年以上の60歳未満の方</u>  ①上肢、下肢、体幹機能障害1級～4級の方 ②聴覚障害2～4級の方 ③内部機能1～4級の方
所得による制限	申請者の属する世帯の前年度の所得税額が14万円以下であること
助成額	免許取得に直接要した費用の3分の2（10万円が限度）
手続き	免許取得の訓練開始前にご相談ください

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕



## 自動車改造費の助成

- ◆ 自動車を改造する必要がある重度障害者の方に費用を補助します。  
※所得制限があります。

対象となる方	次のすべての要件に該当する方 <input type="checkbox"/> 上肢、下肢、体幹機能障害1級・2級の方 <input type="checkbox"/> 仕事などに使うため、障害者本人が所有し運転する自動車のアクセルやブレーキその他の改造が必要な方（車いす収納装置も含む） <input type="checkbox"/> 市内に1年以上居住している方 <input type="checkbox"/> 所得制限内の方（特別障害者手当の制限額と同じ） <input type="checkbox"/> 過去6年以内に助成を受けられた方は、対象にならない場合があります。
助成額	改造に要した費用（10万円が限度）
手続き	※改造を行う前にお手続きください（改造見積書、カタログ、身体障害者手帳、運転免許証、改造前の写真、車検証を持参）

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕



## 自動車のステッカー

- ◆ 肢体不自由で条件付き免許(例…義手、義足、装具、AT車に限る等)を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」があります。  
このマークをつけた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。  
マークは、車の前面と後面の見えやすい位置につけます。

図柄は：青地に白で四葉のクローバーが  
デザインされています。

お求めは：諫早警察署内交通安全協会で販売されています。  
または、車用品店などで市販されています。

〔問い合わせ 交通安全協会 22-5661〕

■くらしの助成・割引・免除

## NHK放送受信料



「H20年10月1日から適用」

<b>全額 免除</b>	○「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯におり、 世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合
<b>半額 免除</b>	○視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合（所得要件なし） ○重度の障害者が世帯主で受信契約者の場合（所得要件なし） →身体障害者（1級、2級）知的障害者（A1、A2）精神障害者（1級）

◎手続きは：①障害福祉課・各支所地域総務課へ証明書の発行を申請します。

手帳と印かんが必要です。

②その証明書をNHKに提出してください。（郵送可）

〈宛先〉 〒850-8603 長崎市西坂町1-1 NHK長崎放送局営業部

[問い合わせ NHK長崎放送局営業部 095-821-1188]  
障害福祉課・各支所地域総務課

## NTT無料番号案内



◆ つきの障害者手帳の交付を受けた方は、電話番号の電話案内が無料になります。

○視覚障害	1~6級
○上肢障害 ○体幹障害	1・2級
○乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1・2級
○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳	級は問いません。

申込方法；あらかじめ、電話でお申し込みください。

〔申し込み・問い合わせ NTT(ふれあい案内) 0120-104174〕



## 点字郵便

◆ 点字の手紙を差し出す場合、または、点字図書館や点字出版施設との間で郵便物を差し出す場合（※）は、無料・減額となります。

無 料	減 領
点字郵便物（3kgまで）	小包（点字郵便物として送れないもの）
盲人用録音物（※）	3kgまで→書籍小包の半額
点字用紙（3kgまで）（※）	3kg超える→普通小包の半額

〔問い合わせ 日本郵政公社サービス相談センター 0120-232886〕



## 携帯電話料金

◆ 各会社から障害のある方への携帯電話割引サービスが提供されています。

※他の料金割引サービスとの併用ができないものがあります。

各会社のホームページでご確認、若しくは直接お店にお問い合わせください。